

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	リリカラ株式会社			コード	9827		
提出日	2023/7/7		異動（予定）日	2023/7/4			
独立役員届出書の提出理由	臨時株主総会において、新たに社外取締役に選任された石原一裕氏を独立役員として指定するため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	石原 一裕	社外取締役	○													○	新任	有
2	増子 文明	社外取締役	○													○		有
3	伊東 亜矢子	社外取締役	○													○		有
4	菅 弘一	社外取締役	○													○		有
5	原井 武志	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		石原一裕氏は、1973年に株式会社三菱UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）に入社して以来、約30年にわたり様々な職務に従事し、金融・財務面の豊富な知見を有しています。また、石原一裕氏は、2005年8月にショーボンド建設株式会社（当時東証一部上場）の代表取締役社長に就任、2008年1月に株式移転によりグループ会社の再編を断行し、ショーボンドホールディングス株式会社（現東証プライム市場上場）の代表取締役社長として同グループの経営を牽引した実績を有しております。このように、石原一裕氏は、社外取締役として、事業面の成長戦略の立案実行への貢献はもちろん、財務面からのモニタリングにも期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている事項に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
2		増子文明氏は、公認会計士として監査業務及び企業コンサルティング業務の経験を有しており、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている事項に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
3		伊東亜矢子氏は、企業法務を主とする弁護士としての幅広い実務経験を有しております。これまで企業の紛争予防法務及び紛争解決に多数関与した経験・スキルを有し、特に企業の組織体制・業務体制・人事労務体制とその適切な運用に関する幅広い知識を有しております。監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている事項に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
4		菅弘一氏は、検事及び弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社のコンプライアンス体制の構築・維持、コーポレートガバナンスの向上等に関して、専門的な見地から適格な助言をいただきためであり、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている事項に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
5		原井武志氏は、公認会計士として会計監査・内部統制・税務等に幅広い経験・知識を有していること。特に直近まで有限責任監査法人トーマツに在籍し、最新の監査やリスクマネジメントに通じており、実務も踏まえた知識を有していることから、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている事項に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。